２０２０年４月２３日

学校法人日本大学

理事長　田中 英壽　 殿

学　長　大塚𠮷兵衛　殿

日本大学教職員組合

執行委員長　清水　明美

新型コロナウイルス対策と緊急事態宣言への対応について

　日本大学教職員組合(以下「組合」)は、本部内発第９２８号、３月１９日付け文書を受けて、３月３０日の団体交渉の際、緊急事案として「新型コロナウイルス感染症対策」に関わる休暇は、「年次有給休暇」ではなく、「特別有給休暇」とすることなどを要求いたしました。

　しかるに、４月６日付け本部発令文書「新型コロナウイルス感染症に係る妊娠中の労働者等 勤務配慮が必要な者の勤務体制等について（通知）」では、妊娠中や基礎疾患を持つ教職員の時差通勤と在宅勤務を可能としたものの、以下の補足を行っています。

・「１ 妊娠中，基礎疾患を持つ教職員への勤務配慮等」について，本人から休暇を取得したい旨の申し出があった場合は，年次有給休暇として取扱う。

・「３ その他 ①家族等が罹患の疑いがある場合などへの対応」について，本人から休暇を取得したい旨の申し出があった場合は，年次有給休暇として取扱う。

この補足によれば、「特別有給休暇」の取り扱いは極めて限定的といわざるを得ません。その後、各学部では一定の入校規制なども行われていますが、在宅勤務と有給休暇の取り扱いについては明示されていません。

　また、教員の勤務については別途検討となっておりますが、５月１１日からの授業日程などを鑑みるに、これまで主に研究時間と考えられてきた８月に、授業に関わる勤務が増えることになります。「年次有給休暇」は、この度の新型コロナウイルスへの対応とは別に取得されるべき権利です。

経済産業省は４月１３日、厚労大臣・総務大臣・法務大臣・文科大臣との連名で各業界団体等に対して、労働者の雇用維持等に関する要請を行い、文部科学省のこの要請を４月１５日に各私立大学にメール送信しましたが、そこでは「有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備」も求められています。

４月２０日現在において、緊急事態宣言の規模は全国に及びました。できる限り自宅に待機すべき緊急事態宣言期間中、不要不急の出勤を惹起しないためにも、休暇は「特別有給休暇」として認め、「年次有給休暇」を使わない対応ということを要求します。

以上